

名古屋市告示第618号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第51条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第
5項において準用する同法第51条の規定により、各法による指定介護機関から、
次のとおり辞退の届出がありました。

令和 6年12月17日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月 日
増田歯科医院	名古屋市東区東桜二丁目23番10号	令和 7年 1月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月 日
増田歯科医院	名古屋市東区東桜二丁目23番10号	令和 7年 1月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養指導

介 護 機 関 名	所 在 地	辞退年月 日
増田歯科医院	名古屋市東区東桜二丁目23番10号	令和 7年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課